

## 総則的規定（案）

条例案の総則的規定には、次の事項を明記すべきである。

### 1 目的規定

この条例は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害時における障がいのある人への被害を防ぐための取組を行うにあたって、その基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

### 2 定義規定

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 障がい

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいや難病等により、継続的に日常生活や社会参加を行うにあたって、社会的な制度の整備や支援等を必要とする状態のことをいう。  
なお、以上のような障がいの定義を「社会モデル」と略称する。

#### (2) 差別

障がいを理由に不利益な取扱いをすること及び障がいを取り除くために必要とされる合理的な配慮をしないこと。

#### (3) 合理的配慮

障がいのある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享

有し、日常生活や社会参加を行うために必要とされる制度の整備や支援を行うこと。

(4) 虐待

障がいのある人に対して、暴行、脅迫、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと。

(5) 自立

第三者の支えを必要とするかどうかにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できること。

(6) 市民

別府市内に居住するか、あるいは、別府市内に通勤・通学する者のこと。

(7) 事業者

別府市内において事業活動を行うすべての者。

### 3 理念規定

(1) すべての障がいのある人は、障がいを理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。

(2) 障がいのある人に対する差別の解消は、差別の多くが、障がいのある人に対する誤解、偏見、その他の理解の不足や障がいのある人に対して必要とされる合理的配慮を欠くことから生じていることを踏まえ、障がいについての社会モデルを普及することを通じて推進されなければならない。

(3) 障がいのある人に対する差別をなくす取組は、市、市民、事業者並びに障がいのある人の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下、「関係機関」という）が相互に連携し、障がいのある人の選択を尊

重することにより行わなければならない。

- (4) すべての障がいのある人は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない。
- (5) 障がいのある人に対する権利の擁護並びに障がいのある人の自立及び社会参加を推進する取組は、すべての市民が安心して安全に暮らすことができる地域作りにつながるのととの考えのもとに多くの市民の参加の下で行わなければならない。
- (6) 災害時に最も被害を受けることになるのは、障がいのある人やその家族であり、こうした被害を最小限度にとどめるためには、災害が生じた際に必要とされる援護の内容を具体的に特定したうえで、非災害時において、その仕組み作りを継続的に行う必要がある。

#### 4 市の責務

- (1) 市は、1に規定する目的の実現を図るため、3に定める基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援並びに安全の確保等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- (2) 市は、前項の責務を実施するにあたって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。
  - ① 社会モデルの普及・定着のため、啓発、広報、研修の実施に努めること。
  - ② 障がいのある人からの相談、助言、あっせんの申立を受け、障がいのある人に対する差別、権利侵害を解決するための機関を設置すること。
  - ③ 公共的施設の整備をはじめ、障がいのある人に関連する施策の実施

にあたっては、必ず障がいのある人の意見の聴取に努めること。

- ④ 障がいのある人に対する災害等の緊急事態における安全を確保するために、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、および大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協働出来るよう基本計画の策定に取り組むこと。
- ⑤ 本条例に定める目的を実現するために、地域にある団体、組織が連携し、市と協働する仕組み作りを推進すること。
- ⑥ 本条例に定める条項の実現を図るために、その達成状況を確認し、実現に向けての課題を検討するために、障がいのある人の参加する機関を設置すること。

## 5 市民等の責務

- (1) 市民及び事業者は、この条例に定める基本理念に基づき、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人に対する差別をなくすための施策に協力することを通じて、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい地域づくりに努めなければならない。
- (2) 市民及び事業者は、災害についての知識の取得に努めるとともに、防災訓練及び地域における、障がいのある人の災害時の援護の仕組み作りに継続的に参加しなければならない。

## 6 差別の禁止

- (1) 何人も、障がいのある人に対し、差別をしてはならない。
- (2) 市、事業者及び関係機関は、障がいのある人が、日常生活や社会参加をするにあたって必要とされる合理的配慮を怠ってはならない。

## 7 市民等の理解の促進

- (1) 市は、市民、事業者、関係機関が障がい及び障がいのある人に対する

理解を深めるよう、社会モデルの普及、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 市は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が社会モデルに基づいた障がいのある人に対する合理的配慮の必要性についての理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。